

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴う本市対応方針案について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を踏まえ、平成30年4月27日付けで厚生労働省から「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布・施行されました。

本市では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（以下「国基準」という。）を踏まえ、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る基準を条例（※注1）で定めていることから、国基準の改正に伴い、本市条例の改正の要否についても検討する必要があります。

（※注1）京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

1 国基準の改正内容

改正された国基準の内容は以下のとおりです。

項目	従来の基準	改正後の基準	改正後の基準の適用対象となる事業種別
連携施設（※注2）における代替保育	代替保育の提供元を（幼稚園、保育園（所）又は認定こども園。以下「教育・保育施設」という。）に限定。	「教育・保育施設」に加え、一定要件のもと小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業を行なう事業者からの代替保育の提供も認める。	家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
食事の提供の特例	園児に提供する食事については自園調理が原則であるが、以下からの外部搬入も可。 ①連携施設 ②当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場	左記①～③に加え、「教育・保育施設」から調理業務の受託実績がある給食業者等からの外部搬入も認める。	家庭的保育事業

項目	従来の基準	改正後の基準	改正後の基準の適用 対象となる事業種別
食事の提供 の経過措置	新制度施行日の前日（平成27年3月31日）時点で保育事業（認可外保育施設を含む）を営んでいた者が、制度施行後に家庭的保育事業等の認可を得た場合、制度施行から5年間は以下の経過措置が適用される（ただし、当該経過措置を適用している事業所は、公定価格が減算される）。 ・自園調理以外による食事の提供（給食業者等からの外部搬入）が可 ・調理設備を設置しなくても可 ・調理員を配置しなくても可	経過措置期間を5年から10年に延長する。	家庭的保育事業

（※注2）連携施設

家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所は、乳幼児に対する保育が確実に行われ、保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。

- ① 集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと
- ② 必要に応じて代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること
- ③ 利用乳幼児を、当該保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること

なお、新制度施行日から5年間は、上記の連携施設を確保しなくても可とする経過措置が設けられている（ただし、当該経過措置を適用している事業所は、公定価格が減算される）。

2 国基準の改正に対する本市対応方針（案）

（1）連携施設における代替保育

本市においては、6月1日現在、代替保育に係る連携施設の確保が必要な116事業所のうち、113事業所については既に連携施設が確保できている状況である。

しかし、代替保育については、連携施設となる教育・保育施設から「職員を小規模保育事業所の代替保育に回すほどの人員的余裕がない」「事故が発生した場合に責任を問われることが不安」といった声があることは事実であり、一定の要件のもと連携施設の選択肢を増やすことは保育の質の向上につながることを期待されるため、国基準どおりの取扱いとする。

(2) 食事の提供の特例

家庭的保育事業所は定員が5人以下と零細であるため、アレルギーや医療的ケアを必要とする児童を想定した場合に、より安全性の高い食事の提供が専門業者によって可能となることが見込まれることから、国基準どおり給食業者からの外部搬入を認める。

なお、家庭的保育事業所は現在市内に1箇所設置されているが、当該事業所は自園調理を実施している。

(3) 食事の提供の経過措置

現在本市では当該経過措置の適用を受けている事業所はなく、今後も調理員・調理設備を設けない等の質の低い事業所を参入させる必要性はないことから、経過措置の延長はしない（国基準は適用しない）。

3 基準等の具体的な内容

各基準項目及び本市対応案については別紙のとおり

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴う本市対応方針案について（別紙）

＜家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の関係箇所抜粋＞（下線部が今回の改正部分）

項目	国省令	区分(※注)	京都市対応方針案
保育所等との連携	第6条 第1項	従うべき基準	国基準どおり
	第2項	従うべき基準	国基準どおり
	第3項	従うべき基準	国基準どおり (②の「市町村が認める者」についても、①と同様に小規模A・B、事業所内保育事業者を対象とする。)

項目	国省令	区分(※注)	京都市対応方針案
食事	第15条 第1項	従うべき基準	国基準どおり
食事の提供の特例	第16条 第1項	従うべき基準	国基準どおり
第2項	利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等で調理する方法により行わなければならない。 食事の提供について、以下の要件を満たす場合は、前条第1項の規定にかかわらず、連携施設等において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。 なお、この方法による場合であっても、当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ① 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業者の受託者との契約内容が確保されていること ② 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること ③ 調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること ④ 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること ⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること 家庭的保育事業所等に食事を搬入することができる施設は、以下のいずれかとする。 ① 連携施設 ② 同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(離島であり、搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに限る) ④ 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の	従うべき基準	国基準どおり

項目	国省令	区分(※注)	京都市対応方針案
	段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において家庭的保育事業を行う場合に限る。)		
食事の提供の経過措置	附則第2条第1項 この省令の施行の日の前日において、現に存する児童福祉法第39条に規定する業務を目的とする施設・事業を行う者(認可外保育施設を含む保育事業者)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、自園調理、調理設備の設置及び調理員の配置に係る規定は、適用しないことができる。	従うべき基準	経過措置期間の延長はない。
	第2項 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。	従うべき基準	

(※注)「従うべき基準」と「参酌すべき基準」について

「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容や当該基準を下回る内容を定めることは許されない基準をいう。

他方、「参酌すべき基準」とは、国が定めた基準を参酌したうえで、地域の実情に応じ、自治体が国とは異なる内容を定めることが許容される基準をいう。